

代議制民主主義の問題点

誠訪内 敬 司

目 次

はじめに	(4) 議会主義
1. 民主主義	(5) 多数決原理
(1) 民主主義の定義の困難性	3. 代議制民主主義の当面する課題
(2) 代議制民主主義原理の政治的仕組み	(1) 選出者と代表者との関係
(3) 値値原理	(2) 政党政治
2. 制度化	(3) 立法府としての議会の機能低下
(1) 代表原理	(4) 代議政治の補助手段
(2) 代表原理の問題点	(5) 代表者の資質と責任
(3) 選挙	むすび

はじめに

現代社会において、「民主主義」(democracy)という言葉は最も理想的な政治理念または社会理念を表わすものとして受けとられている。ところが、

資本主義体制をとる国家であれ、共産主義国家であれ、発展途上国であれ、各々自國は民主主義国家であると主張する。すなわち、「デモクラシーは第2次大戦後急速に普遍化され、あらゆる政治体制はデモクラシーによって自己の正当化を試みてきた」(傍点引用者)⁽¹⁾といふことがいえるのである。「その結果、デモクラシーの意味内容は、いっそ曖昧なものとなり、今日ではあらゆる政治体制が民主主義的だといわれるかのごとき様相を呈している」。しかし、各国の政治体制を分析すると、民主政治といつてもその内容は異なっている。これは第1に、各々の思想的・政治的立場から民主主義を解釈しているからであり、第2に、理念が現実の国家の中で制度化されると、様々な形態をとつて現われてくるからである。本稿では、民主主義というものを戦後日本の「代議（代表）制ないしは議会制民主主義」という政治体制の中で把握し、そこにどのような問題点があるのかを考察してみたい。

1. 民主主義

(1) 民主主義の定義の困難性

民主主義という概念を説明するには、様々な方法が考えられる。一般的には、人間の尊厳や個人の自由、平等、博愛を尊重するという考え方を民主主義と呼んだり、ポピュラーなものとしては、「人民の、人民による、人民のための政治」というように、民主主義を特定の政治体制と結びつけて説明したりしている。しかし、これらはいずれも、民主主義を礼讃するスローガンとしては有効であり得ても、その意味するところは必ずしも明瞭ではない。

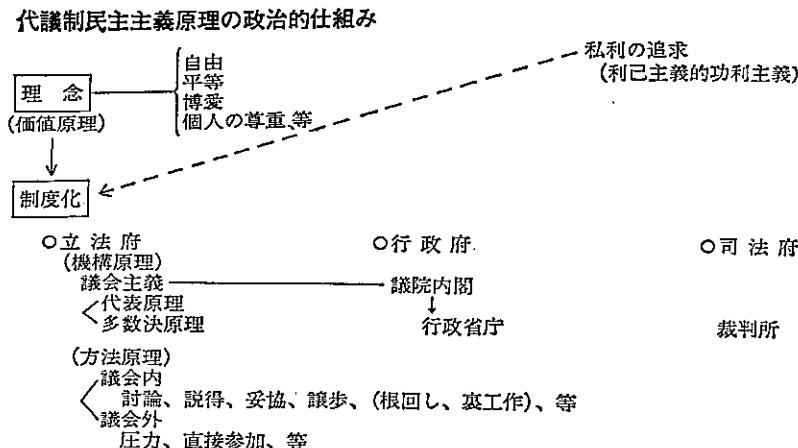
とくに後者は、リンカーンが政治上の主権が人民にあることを表明した言葉として有名である。しかし、その内容を検討すると、民主主義を適切に表わしているように思えない。なぜなら第1に、人民 (People) とは何を指すのか曖昧だからである。人民とは労働者や農民を意味して、自営業者や企業家とは相容れないとすれば、共産主義体制が最も民主主義的であることになる。⁽²⁾また現代のように階級分化が不明確になって中間層が著しく増大し

ている社会では、人が前記の意味であるなら、民主主義は国民の中の多数層のための政治ではなくなってしまうことになる。第2に、「人民による」を文字通りに解釈すれば、人民による直接政治でなければ民主主義ではありえないことになり、リンカーンの説明は、選挙で選ばれた代表によって運営される近代以降の代議民主政治は民主的ではないという解釈も成り立つ。人が選挙で選んだ代表を通しての政治（間接民主政治）は、代表者を固定層化する可能性が多分にあり、人民（選出者）と代表者との分離をもたらし、新たな階級社会を作り出すことになる。第3に、「人民のため」政治も、民主主義を特徴づける説明とはなりえない。独裁制など、どのような政治体制をとる立場でも自己を正当化する根拠として、「人民のための政治を行っている」と主張するからである。第1、第2の要件は客観的に判定可能だが、第3の要件の判定は主観的にならざるを得ない。また、「人民のため」が「人民の利益」を意味する場合、多様な国民層から成る現代国家、価値観が著しく多様化した現代社会では、どのような層にも共通しうる共通利益は獲得しにくい。それは「何が共通善かは主観的価値判断による」からである。⁽³⁾⁽⁴⁾

このように、民主主義というものが、曖昧にとらえられているので、まず第1に、民主主義の理論を、理念と政治制度化した機構とに分けてとらえる必要がある。

(2) 代議制民主主義原理の政治的仕組み

「専制権力への防止としての権力分立の原理」としてロックやモンテスキューによって提唱された三権分立主義を採用している日本では、理念としての民主主義は具体化・制度化されて立法府、行政府、司法府に分かれた政治形態をとっている。代議民主政治は、直接的には立法府の問題であるが、立法府の代表が内閣を構成して行政府を司るという点では、立法府だけでなく、行政府の根本原理もある。さらに三権分立主義では、司法府は代議制そのものとは直接関与しないが、むしろ三権の分立という点で民主主義を具体的に制度化しているといえる。⁽⁵⁾⁽⁶⁾



(注) 福田歓一『近代民主主義とその展望』岩波新書（1977年）をヒントに作成。

立法府では議会という制度が導入され、それは機構原理としては①代表原理と②多数決原理という二つの原理で成り立っている。またその運営手段としては、議会内では討論、説得、妥協、譲歩、根回し等の方法がとられ、議会外では様々な圧力や直接参加という形態がとられている。

ところで、民主主義の理念が制度化される段階で、別の要因が介入しているのではないか、というのが筆者のかねてからの疑問である。それは、私利・私益を追い求め欲望を拡大しようという利己主義的功利主義の考え方である。民主主義という名を借りて、私益の追求を実現しようとするのか、あるいは民主主義の理念自体に、既にこの考え方が潜んでいるのか、分析してみると必要がある。¹⁰ いざれにせよ、民主政治と呼ばれる政治形態は、この利己主義的功利主義の姿勢に支配されており、そのために民主主義が理念通りに実現していないというのが筆者の仮説であり、本稿ではその点に絞って論述していく。

(3) 価値原理

近代民主主義における自由とは、国家からの干渉を受けない自由を意味し

ていた。これは信仰、思想、良心の自由という個人の内面的な要求が政治活動の面で選挙制度と結びついて、集会、結社、言論の自由の保障という形態の要求となって現われたのである。すなわち、民主的な選挙を実現する一つの手段として「自由」という概念が、民主主義の一つの理念となった。しかし、自由という概念は今や、国家からの自由という消極的な自由の要求と、国政に参加する自由という積極的な自由の二側面に分かれている。経済活動の面における自由は、資本主義社会における市場において、各人の能力を發揮させて自由な経済活動を行うことと考えられて、自由主義経済の理念と民主主義の理念とが結びつくことになった。

ところが、自由の理念は、現実には様々な問題を生むことになった。政治上の自由の要求は他人や第三者の立場を考えない自由な活動となって現われ、極端な場合には、非合法な活動さえ生まれた。経済上の自由の理念に支えられた活動は、利潤のあくなき追求という形となって現われる事が多くなった。このように、自由の理念はその概念の中に責任の問題や他人、特に少数者や弱者の尊重という考え方方が含まれていなければ有効に働くにしかねないにもかかわらず、その視点が欠落していたと思われる。

一方、近代民主主義は中世以来の身分制度や、それに伴った特権に対するアンチテーゼとして「平等」という理念を旗印の一つとした。しかし、平等という理念も、条件を等しくするのか、結果を等しくするのか、形式的に平等であればいいのか、実質的に平等であるのがいいのか等、制度化する段階で困難な問題に直面せざるを得ない。根本的には、平等は実体を表わす概念ではなく、「平等に扱おう」という約束事にしかすぎず、一つの擬制（Fiction）としての意味しかもたないことを忘れていることが、混乱の原因であるように思える。

平等という理念が選挙と結びついて普通選挙が行われても、政治参加の資質や適性、一人ひとりの意見の重要性や緊急性は、考慮に入れられることはなかった。また、民主主義的政治体制が代表を選んで多数の意思に従うという形態をとる限りは、反対派や少数派の存在を当然予想しているはずである。

ところが現実には、少数意見は受け容れられずに排除されることが多く、また、少数意見そのものも価値観の違いから妥協を認めない意見であることが多いなど、少数意見は実際の政治に反映されることはない。このように2、3の例を考えただけでも、民主主義の理念は様々な問題を抱えて制度化されているのである。

2. 制度化

(1) 代表原理

国民が政治に直接参加する直接民主政治は、現代では技術上実現できない。代議政体の導入を積極的に表明したJ. S. ミルは「完全な統治の理想的な型は代議政体でなければならない」と、代議員が議会を構成して政治の方針を決定する間接民主政治としての代議（代表）制を最良の形態とした。ミル自身述べているように、本来は直接民主政治が望ましいが、国家の規模から考えて代議制以外に民主主義を制度として機構化することは困難だから、次善の策を導入したのである。

特定の人間が継続的に、国民の意思を考えることなく政治を司るのではなく、国民の多数の意思が反映するような制度を導入することは、個人の尊重や平等という観点からみて、国民が中心に考えられているという意味で、民主主義的と考えられよう。

だが、代表制には、様々な基本的疑問がつきまとつ。まず、「国民を代表する」としても、国民のうちどの部分を代表するか漠然としている。代表は国民の代表なのか、選挙区の代表にすぎないので、しかもその全体の代表なのか、その中の特定層や特定集団の代表なのか、つづいて考えられていない。特に国会議員は一般的には「国民の代表」と了解されているが、特定選挙区のうちのある人々によって選出されているのであり、国民全体によって選ばれたのではない。この手続きを経たものを「国民の代表」と呼ぶことは、論理的に不合理なのである。すなわち、特定地区の一部の人に支持されたので

あるから「国民全体の代表」とはならず、「(国民の)一部の代表」と表現されなければならない。あたかも国民全体の代表であるかのように考へるのは、誤解である。

第2に、代表者は人々の「何を」代表するのかが問題となる。常識的には、国民の意思や意見を代表するという考え方と、利益と損失（利害）を代表するという考え方分けられるが、意思や意見の代表は、実は利害の代表に他ならない。なぜなら、利己的人間においては、個人の意思や考えは自己の立場の利害関係に左右されるからである。しかも、利害が特定の思想、価値観、イデオロギー等に裏づけされることになると、代表は特定グループの利害を代表するという色彩が一層濃くなる。

第3に、代表はどの程度まで選出者の意向を代表するかの問題がある。これは、いわゆる「代理か代表か」、すなわち、選出者の意思通りに動く「代理」（命令的委任を受けたもの）か、選出された後は選出者に拘束されず、自己の意思に基づいて行動する「代表」（選出者から全権を委任されたもの）かという問題である。18世紀末に英國のエドマンド・バークが、代議士は選挙区の利害を代弁する代理人ではなく、あくまでも国民全体の利益を考えるべきだと主張したように、英國では議員は国民全体の代表という考えが強い。議員は支持者に縛られて行動すると国全体の利益を見失ない、個別利益に縛られて行動せざるを得ない。そこで、議員は公の立場に立たなければならぬという主張であり、「近代議会制度では、命令委任、強制委任を禁止する」ということになるのである。この考え方方が今まで、「近代代議制民主政治における代表」というものの建て前としての解釈として維持してきた。

これに対して米国では、議員は選挙区の代表であり、選挙区（地元）の命令通りに行動すべきものであるという共通理解がなされている。

建て前としては「私の立場」を殺して国全体、すなわち「公の立場」で活動するはずの代表が、現実には選出者に拘束されており、代表としての機能は發揮していない。こうした状況から、代表の半代表的の理解が生まれている。それによれば、半代表とは有権者に対する議員の免責特権を一応の前提とし

ながらも、民意を正確に反映するものでなければならないという考え方で、「現代代表制」または「社会学的代表制」とも呼ばれている。

(2) 代表原理の問題点

以上のように代表原理を検討してみると、いくつかの問題点が浮かび上ってくる。まず、どのような経緯や思惑によって代表として選出されたのであれ、選挙区のうちの特定グループの代表でなく、「国民の代表」として政治に携わると自認するのであれば、支持者や投票した人という特定グループの部分的、私的な利益の代弁者として行動してはならないはずである。しかし、検討してきたように、議員は表向きには国民の代表でありながら、現実には、好みと好まざるとにかかわらず、代理として機能せざるを得ない仕組みに組み込まれている。

代理として機能することは、選出者の私的欲望、私利私権の拡張・拡大のために働くということを意味する。従って、代理の集合体たる議会で国民全体の利益（公益）を見出すことは、その出発点から困難と思われる。

J. ベンサムの考えたように、社会は個人から成り立っているから、個人の利益を求めれば社会全体の利益を得るということにはならず、対立する「私利私欲を集めて、^勿公利公益にはならない」のである。そこには利害の調整と同時に、善悪や正不正等、別の要因が介入してくると思われる。

代表原理のこのような問題点は何に由来するのか。それは、代表（代理）に利害を拡大し、調整してもらうという功利主義哲学に基づいた近代にひそむ利己的人間觀によると思われる。民主主義の理念は崇高であり（しかし、その内容の吟味は必要である）、すぐれた思想を実際生活に実現していくことは意義の大きいことである。だが、民主主義の理念は、代表原理による代議民主政治という体制をとる段階で、人間の利己心を出発点とする利己主義的功利主義の考えに支配されてしまうということになった。従って、代表原理に基づいた代議民主政治を本来の民主主義実現のための制度に改革するためには、私益追求という立場を改めなければならないことになる。その方法

としては、①私を越えた公益や人類全体の向上という立場、そしてさらに、②利益追求という段階を超えて、正義、善悪、公正等の倫理的観点から代表原理を運用することが根本的であると思われる。

(3) 選挙

代表を選出する手段（同時に、代表という資格を与える機構）として、今日では現行の選挙制度が最も民主的とされている。なぜなら、代表を選ぶ権利としての投票権は、自由や平等という民主主義の理念実現の手段として展開され、その結果として、財産、知性、社会的地位に関係なく一人一票の投票権が与えられ（普通選挙）、第三者の意思に従うことなく（秘密投票）、そして一定のルールに従って自由に選挙活動することが保障されているからである。

もちろん、一票の重みの格差等、現行の選挙制度には種々の疑問が提示されている。だが、技術的な問題以前に、選挙制度そのものの本質について吟味が必要である。第1に、選挙とは利害の代表者を支持者の数で決定しようとする思想から発想されたものである。だが、利害は数で計算可能という前提が検討されなければならない。仮に可能だとしても、正しさや善さ等を投票数で決定することは、基本的に無理であると思われる。

第2に、現在の選挙制度では、様々な意見、政策、思想、さらにはどのような社会体制を選ぶかという世界觀等、すべての問題が一票を投げるという限定された行為に纏り込まれてしまっている。従って、いかにすぐれた意見や重要な提案をもっていても、代表者を選ぶという行為でしか政治参加への手段をもたない一般の有権者にとっては、投票行為の存在意識が薄れてしまい、これが政治への無関心や不信を招く一つの原因となっている。

第3に、選挙で多数の当選者を出した政党の立場が、選挙という一つの儀式によって権威づけられているという事実を指摘しなければならない。これは、選挙の本来の機能には直接関わりのない問題であるが、政党というグループ間で当選者数を競って勢力を争うことに付随する現象である。選挙は文

字通り“戦い”となっており、勝った政党が政権を執り、当選した候補者は代表（代理）として承認される。落選した候補者は戦いに敗れたため、その声を議会に届けるすべはない。一層考慮を払わなければならぬのは、落選した候補者を支持した人々（相対的には少数者であるが、絶対数としては相当数いる）の意思や考え、さらには利害さえも議会には反映されない仕組みになっていることである。仮に、議会が民意を正確に反映するものならば、少数意見も多数意見も共に比例配分的に反映されなければ、平等原則は貫かれない。このような欠陥を補う意味もあって、議会外のルートで圧力活動や陳情その他の活動が起きるのである。

以上のように、国民各層の意見を政治や行政にどう吸収し、反映していくかは、現行の選挙制度では解決できない問題である。

(4) 議会主義

選出された代表（代理）が構成して政治について審議する機関は議会と呼ばれているが、その前身は民主主義とは無関係であった。議会の起源は12世紀から13世紀にかけての中世ヨーロッパで、絶対王制政権下における身分制議会としての等族会議(*estates council*)であり、それは国王の課税に同意を与えるための諮問機関であった。⁴⁴これは、貴族、僧侶、市民の三身分の代表機関であり、身分の利害を代表するという意味では、利害の代理機関であった。ところが、王権が強大になると等族会議は開催されなくなり、やがて市民革命を経て国民代表機関としての近代的議会に変わることにより、その利害代表機関としての基本的性格はペールにつつまれて行った。

議会(Parliament)の語源はラテン語の *parler*（話す）である。⁴⁵議会が成立した時点から、既に、利害の調整を行いながら、表現としては「話し合う機関」という名称が与えられてしまっていることに示されているように、人々は「利害を主張しながら、善悪を主張している」と錯覚しているのである。代表が私益の代理人となっている限り、議会において最大の発言力を得た私益が国家の利益とされる。従って、議会が私益や党利党略の争いの場に

なるというのは、いわば必然的な結果である。議会への不信の大きな原因は、自己の利害が議会に忠実に反映されないという代表原理や選挙制度に帰因する問題であると共に、議会で自利が他の利益によって抑えつけられることに対する不満でもある。

利害の調整をはかるのに、冷静、合理的、理性的、客観的話し合いが可能という期待がもともと無理なのであり、利害を求めていたからこそ感情に走り、少しでも自利に有利なように画策することになるのである。ミルは「人は自分の誤りを討論と経験によって改めることができる」と、話し合いの意義を積極的に承認して議会に期待した。だが、利己主義に根ざしている限り、善悪や正邪ではなく、自利をどれだけ確保し、拡大するかが関心事となる。かくして、「統一された目標をつくり上げる」という期待は実現され得ないのである。

次に立法府と行政府との関係をみると、議院内閣制を採用している日本では、議会で多数の議席を占めた政党が各大臣や長官のポストを握って内閣を構成し、行政省庁を動かしている。ここに議会の行政に対する優位があり、立法府での決定が行政に反映されていくという意味で、立法府の存在意義は、単に法案審議や予算の承認だけでなく、政治は立法府の決定に基づいて行われるという点にある。ところが、政治の基本方針は議会全体ではなく多数派の意向によって決められ（しかも、それは国民の多数派とは必ずしも一致しない）、内閣自体も所属政党の立場から抜け切れず、反対派や少数派をも考慮に入れる公的立場の自覚からの国家政治を行い得るのが現状である。

(5) 多数決原理

多数決とは「ある集団が、その成員の過半数以上の選択にしたがって、一つの議事、すなわち選択肢を選ぶこと」であり、「その団体を構成する人びとの多数の意思をもって、団体の意思として認めるという、団体意思を決定する上の一つの方法」である。つまり、それは、集団内で多数を占めた側の決定に従うという考え方である。

多数決についての誤解の第1は、多数決で決定された意見は正しいものと信ずることである。多数決はどの利害を選ぶかを決めるものであって、「正義や真偽を決めるものではない」^(例)のであり、多数を占める意見が「常に正しいとか^(例)真実であるとは限らない」のである。第2は、多数決原理は少数意見を尊重するという主張である。支持者の多い意思に従うということは、基本的に少数者の意思を排除することを意味する。少数者を尊重するという意味で少数者の意思を加味した修正案を採択するという妥協策は、多数の意思をもって全体の意思とみなすという原則を曖昧にさせることになるのである。

第3に、多数決は、多数の賛成をもって全体が賛成したとみなすという一つの擬制の上に成り立っているのであり、この点を忘れている所に、多数決原理への過信がある。議会主義と結びついた多数決原理は、議会全体が賛成したとみなすことにより、国民全体が賛成したとみなすことになる。だが、議会での多数の決定であっても、投票率を考えると、国民多数の賛成に裏づけられた議会での多数と言うことはできない。例えば、60%の投票率によって選出された議員が構成する議会の55%が賛成して成立する法案は、単純に計算しても国民全体の33%の支持しか得ていない。民主主義が一人ひとりを尊重するなら、仮に現代の代議民主政治が利益主義に立っていることを承認すると、国民各層の利害を忠実に反映した決定でなければならないはずである。多数の利害をもって国民全体の利害とみなすのは、平等や個人の尊重の原則に反することになってしまうのである。この他、多数決原理では、例えば、ナチ党員のような議員が議会の多数を占めた場合、それは国民の選択であるから放置するのが民主主義的であると考えるか、民主主義を否定する勢力の台頭に対して何らかの防御策をとるべきか等、様々な点が問われないまま放置されているのである。

3. 代議制民主主義の当面する課題

(1) 選出者と代表者との関係

既に述べてきたように、民主主義の理念が議会主義と結びついて制度化された段階で、諸々の問題が生じてきた。議会内の多数が国民多数と不一致であること、有権者と代表の定数の割合が平等の原則に貫かれていないことなど技術的な問題の他に、国民の側は本音では代表を自分たちの私利私益の弁護者として選出しており、従って、私益を保護、拡大する代表（代理）を“善い”代表と考える。一方、代表の側も、選出者の私益拡大を自らの任務とし、あるいは国家全体の視点に立つべきところを、選挙という手続きに規制されているために、私益の立場を守らざるを得ないというジレンマに立たされる。さらに多数派は、特定の私益の立場が国家全体の方針として承認された、または正しいと了解されたと誤解して、少数派や国家全体への配慮が薄れる。これに対して少数派は、利益拡大という点では常に多数派から相対的な損失を受けているため、不満の原理で動く傾向にある。さらに、その少数派が特定の世界観をもつ場合には、妥協や譲歩をしないということになる。

次に、国民と代表との関係をみると、国民は選挙運動、陳情、圧力活動等をする以外に、代表と直接接触する機会をもたない。他方、代表者は代表者仲間、および選挙制度の宿命として自己の積極的な支持者、さらには選挙に何らかの形で有利に動く団体や個人としか交流しないということになる。その上、人口の増加や生活の複雑化等によって、選出者と代表との距離はますます拡大し、その結果、国民は選挙のとき以外には自由ではないというルソーの嘆きが、ますます大きく聞こえてくるのである。

ところが代表は、国民の利害や意思とズレた政治を行ったり、政策的に失敗したり、国民の幸福に重大な影響を与えたり、倫理上問題になる行為をしても、その政治上の責任は選挙以外に、国民から直接問われることはない。しかも、選挙は選択肢の限定性、一票にすべての問題を盛り込む形態などか

ら、国民（実は特定の選挙区）の審判と呼ぶほどにはその機能を果たしていない。

(2) 政党政治

代議民主政治は今日では、政党制という形態をとって行われている。政党は「自己の利益、主義主張を政権の獲得によって実現しようとする集団」であり、「表面は最も普遍的な理念や目的、一般の福祉を要求するが、実質的には、まず第1に己れの階級、階層の要求に奉仕する」という点で利益代表の組織体にほかならないのである。このように、政党政治は民主政治とは直接関係なく、むしろ、特定の利益や主義を推進するという第一目的からして、利己主義に基づく利益拡大を合理的、組織的に実現する制度であるといえる。

その功罪を考察すると、「社会的圧力や利害関係を合理的に吸い上げて一定の政策に転換させる」、「国民的世論や意見の形成過程と国家的意思決定や政策実現への過程との中間を結びつける」など、利益拡大という目的実現上有効である。だが、政党はイデオロギーや価値観に基づいて結成されているため、政策上の相違は基本的な考え方自体の相違によって、妥協や譲歩の余地をもたない。また、議員は党の規律に服すという拘束を受けるため、個人的信念のもとに独自な活動をしにくい。ところが、政党は支援団体に票や資金を組織的に依存しており、候補者は党に所属しないと選挙に勝てず、当選しても発言力や行動力に限界があるなどの問題点がある。

(3) 立法府としての議会の機能低下

議会の主な機能は法案審議の他に、予算案の審議、条約の承認、宣戦・講和の決定、国政の調査である。今日、その最も重要な任務である法案審議のうち、原案の3分の2以上は行政府の作成したもので、議員立法の法案は少ない。これは、時代の変化と共に行政の量や役割が膨張、複雑化、専門化して、法案作成には高度の専門的知識が求められているが、議員は日常活動に追われて議案の研究・作成をする余裕がないためである。その上、行政側が

提出した法案や予算案に対してさえ、議員は専門的にも時間的にも十分検討することができない。こうして立法院は、行政の主導に追従せざるを得ない状況にある。

このような現状にもかかわらず、議会での審議は党利党略やイデオロギーの相違から、審議ではなく世界観の表明であったり、同じような内容の質疑の繰り返しであるなど、かみ合わない討論や深みのない審議となっている。かくて議会は形骸化し、空洞化して、利害の調整という役割と共に、議会は国政を審議するという存在意義 자체が問われているのである。

(4) 代議政治の補助手段

議会制民主主義と単なる議会主義とを区別するものは、参加デモクラシーが保障されているか否かだと言われている。これは、本来国民自らが政治の当事者となるべきところを、「間接にしか参加できないから議員を出しているにすぎない」という米国型の代議制に強くみられる考え方である。専門プロたる代理が不十分だから、自分たちの考え（利益）がとり入れられるように、または代理の活動をチェックする意味で、住民発案、住民投票、リコール（これらは日本では地方政治のレベル）、その他の草の根民主主義の運動が起きたのである。これは、投票して代表に委任するというルート以外の政治参加であり、代議制の機能を補助するものである。

この補助手段は特定の利害や関心からの政治過程、政党、行政過程への働きかけであるから、私利私欲のストレートな要求となりやすい。とくに、圧力活動は基本的に、政治資金や票という反対給付を提示することによって、特定グループの利益や考えを拡大しようとするものである。しかも、大衆化時代を迎えて政治自体にもイメージ化が進み、国民は政治指導者に選挙運動、議会での討論、その他の政治活動を通じて不平、不満や各種の要求を煽り立てられ、さらに、マスコミの増幅を経てますます私益追求に走る傾向にある。

民主政治の仕組みが様々な問題を抱えている以上、それを補助する手だけは不可欠である。しかし、参加デモクラシーは組織力のないもの、弱者の利

益、正当な要求や善悪、正不正の観点からの訴えには、強力な助けとはならない。補助手段自体、力や利益など影響力の大小によってその効果が決定されがちだからである。

(5) 代表者の資質と責任

以上、代議制民主主義をその制度的側面から考察したが、このような状況に対して代表たる議員はどう対応すべきかについても言及しなければならない。制度上の問題と同時に、制度を運用する人間いかんで、不十分な制度もある程度改善されるからである。

まず、代表は率先して、今日の代議民主政治が私益を追求する利己主義に支配されていることを認識し、この傾向の誤りを自覚して国民全体を指導していく必要がある。それには代表は、利権や名誉を求めるのではなく、道徳的・人間的に向上することをめざし、国家全体、地球全体の立場に立ち、さらには歴史への責任と自覚をもって国民に模範を示して、本当の意味での「国民の代表」となることが求められる。こうした基本的心構えの上に代表者は、国民全体との接触を常に保って喜びや苦しみを共に頗ちながらその意向や悩みを知り、国民に誤りがあればそれは正を訴え、選挙に当選することを気にすることなく、国民代表としての使命と信念をもって行動することが必要である。代表の姿勢がこのように変わっていけば、利己主義に毒された代議制民主主義の弊害が次第に改善されていくと期待される。

代理ではない代表の根本的責務は、国民の幸福と世界平和の実現を果たすことである。そのためには、人間的・道徳的資質の他に、科学や技術が進歩した現代においては、2、3の分野での専門家となることが必要である。そして、技術的、倫理的とを問わず、自らの政治活動に対して政治に携わるものとして責任をとるという潔さが求められる。それが「代表」の立場に立つものの務めである、といわなければならない。

むすび

今日の民主主義社会は、民主主義の理念が不完全ながら制度化された社会である。⁽⁶⁾ 本稿ではそのうち、政治上の制度化に限定して考察してきた。その理念がどのようなものであれ、民主主義が政治体制として制度化された段階で、利己的人間観が介入しているというのが、本稿の中心的視点であった。筆者は、利己的人間観の由来を利己主義的功利主義思想に帰しているが、この点については稿を改めて論述したい。

現在の段階でモラロジーの立場から、現行の民主政治に対する提言の可能性を探ると、まず、私利私益の追求という姿勢に対する訴えかけ（開発）が、国民に対しても、また、代表たる議員に対しても必要である。そして、最高道徳の各原理に基づいた代表のあり方を提示していかなければならない。さらに、こうした代表個人の基本姿勢や意識を変えていくとともに、今後は、あるべき政治、社会、司法、行政、経済、教育等についての各制度やその運用、具体的政策についての研究や提言が要請される。

〈注〉

- (1) 阿部 斎『デモクラシーの論理』中公新書、1973年、76頁。
- (2) 同上。
- (3) マクファーソンは現代の民主主義を自由主義的民主主義、共産主義的民主主義、発展途上国型民主主義の三類型に分類している。C. B. マクマーソン『現代世界の民主主義』栗田賢三訳、岩波新書、1967年参照。
- (4) 吉村 正『デモクラシーの現代化』東海大学出版会、1972年、44頁参照。
- (5) 同上、45頁参照。
- (6) ハンス・ケルゼン『民主主義の真偽を分つもの——デモクラシィの基礎』古市 恵太郎訳、理想社、1959年、8—9頁参照。ケルゼンは、「人民による政治」を、人民によって選出された人々によって人民が参加する政治としており、議会政治を前提にしている。
- (7) 同上、8頁。

- (8) こうした状況に対して、モラロジーは一つの共通な価値基準を提示するものであるといえよう。
- (9) 横越英一『政治学』日本評論社、1964年、97頁。
- (10) 民主主義という考え方自体についての検討は当然行われなければならないが、本稿では保留する。
- (11) 阿部、前掲書、42頁および福田歎一『近代民主主義とその展望』岩波新書、1977年、11頁参照。
- (12) J. S. Mill, *Representative Government*, Selections from Auguste Comte and Positivism, ed. by H. B. Acton, J. M. Dent & Sons Ltd., 1972, p. 218. J. S. ミル『代議政治論』(世界の名著38所収)、1967年、中央公論社、405頁。
- (13) 福田、前掲書、135頁参照。
- (14) 参議院議員のうち全国区から選出された議員のみがその手続からみて「国民の一部」の代表ということができるが、国民全体によって選ばれたのではないから、決して「国民全体の」代表とはいえない。
- (15) エドマンド・バーク「プリストスの選挙人に対しての演説」(『エドマンド・バーク著作集2』)みすず書房、1973年、92—93頁。
- (16) 鈴木安蔵『現代議会批判』至誠堂、1959年、133頁。
- (17) 飯坂・堀江編『議会デモクラシー』学陽書房、1981年、13頁、徳本正彦『政治と人間と民主主義』法律文化社、1977年、123頁参照。
- (18) 杉原泰雄『国民代表の政治責任』岩波新書、1977年、146頁参照。
- (19) 斎藤 敏『政治学入門』有信堂、1969年、120頁。
- (20) この点は、今後十分に研究されなければならない課題である。
- (21) 南原 繁『政治理論史』東大出版会、1962年、368—371頁参照。
- (22) トフラーは、交換条件の可能性を示す投票方式の提案や、米国オハイオ州コロンバス市でのエレクトロニクスを利用した新しい審議・投票形式の出現を報告している。アルビン・トフラー『第三の波』徳山二郎監修、日本放送出版協会、1980年、608—620頁参照。
- (23) ここに、世論吸収の重要な課題が浮かび上ってくる。
- (24) 徳本、前掲書、117頁および阿部、前掲書、85頁参照。

- (25) 飯坂・堀江、前掲書、118頁参照。
- (26) 利害の要求が対立した場合、要求の根拠として善悪や正義をもち出さないと論争に決着がつかないため、利害の対立でありながら、善悪そのものの対立であるかのような様相を呈するのであると思える。
- (27) J. S. Mill, *On Liberty*, op. cit., p. 85. ミル『自由論』前掲書所収、236頁。
- (28) A. D. リンゼイ『民主主義の本質』永岡 薫訳、未来社、1964年、79頁。
- (29) 利光、森、曾根『満場一致と多数決』日経新書、1980年、10頁。
- (30) 斎藤、前掲書、106—17頁。
- (31) 飯坂・堀江、前掲書、15頁。
- (32) 鈴木、前掲書、125頁。
- (33) 飯坂・堀江、前掲書、94頁。
- (34) 原田 鋼『政治学原論』朝倉書店、1965年、319頁。
- (35) 同上、322頁。
- (36) 蠟山政道『議会主義と政党政治』(蠟山政道評論著作集Ⅲ)、中央公論社、1960年、132頁参照。
- (37) 阿部、前掲書、114頁参照。
- (38) 福田、前掲書、135頁。
- (39) 同上、156頁参照。
- (40) 民主主義を現実の社会に実現するための制度化は、当然、経済、教育、法律、等人間活動の各分野に及ぶ。